①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
33	33	33	33	33	32	0	31	27	11	8	21	20	26	1	6	6	9	24	17	20	19	10	1	14	14
神奈川県	横浜市	横浜市教育委員会事務局学校支援・地域連携課就学係	045-671-3270	ky-shuugaku@city.yokohama.lg.jp	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/soudan/shugakuenjo/shugakuenjo.html		○	○	○		○	○					○		毎年４月に児童生徒全員にお知らせと申請書を配布、外国語版のお知らせを作成、転入者には就学援助制度を学校で説明している			○			
神奈川県	川崎市	川崎市教育委員会事務局総務部学事課	044-200-3736	88gakuzi@city.kawasaki.jp	http://www.city.kawasaki.jp/880/soshiki/25-1-3-0-0.html		○	○			○	○			○	市立小中学校に通われている全世帯へ送付する就学援助費申請書に、就学援助制度についてのおしらせを同封している。	○		市立小中学校に通われている全世帯へ送付する就学援助費申請書に、就学援助制度についてのお知らせを同封している。				○		
神奈川県	相模原市	相模原市教育委員会教育局　教育環境部学務課就学支援班	042-769-9262	gakumu@city.sagamihara.kanagawa.jp	http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kosodate/1006895/1006903.html		○	○			○	○			○	学務課、区役所区民課、まちづくりセンター、公民館などの関係機関にお知らせ及び申請書を配架。市ホームページからダウンロード可能。 平成31年度小学校入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係るお知らせ及び申請書については、就学時健康診断通知に同封。学務課、公民館などの関係機関に配架。市ホームページからダウンロード可能。	○		目につきやすいタイトルや平易な文面の使用、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載			○		○	学務課、区役所区民課、まちづくりセンター、公民館などの関係機関に配架。市ホームページからダウンロード可能。 平成31年度小学校入学予定者の新入学児童学用品費の入学前支給に係る申請書については、就学時健康診断通知に同封。学務課、公民館などの関係機関に配架。市ホームページからダウンロード可能。
神奈川県	横須賀市	横須賀市教育委員会事務局　学校教育部　支援教育課	046-822-8480	su-bes@city.yokosuka.lg.jp	https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/8320/g_info/1100000894.html		○	○	○		○	○	○				○		外国語（もやさしい）の申請書を作成。援助対象となる年間所得の目安額を記載。各費目の学年別援助額を記載。申請時期や対象者により、継続申請用、新一年生用、全児童生徒用３種類の申請書を使用。全児童生徒配布用申請書はカラーで印字（寒色系と暖色系のカラーを年度ごと交互に採用）。			○			
神奈川県	平塚市	学校教育部学務課	0463-35-8118	k-gakumu@city.hiratsuka.kanagawa.jp	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyoiku/page-c_02116.html		○	○		○	○	○	○		○	教職員向けに就学援助制度の説明冊子を配布		○	漢字には振り仮名を付記、援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○	○				
神奈川県	鎌倉市	教育委員会教育部学務課学務担当	0467-61-3796	gakumu@city.kamakura.kanagawa.jp	https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gakumu/gaku5.html		○	○		○	○	○	○					○	世帯人員及び世帯構成ごとに所得限度額の目安を記載している。さらに、各費目の援助額、対象者及び年間支給額を記載している。	○	○				
神奈川県	藤沢市	学務保健課学事担当	0466-25-1111	fj1-gakumu@city.fujisawa.lg.jp	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gakumu/kyoiku/kyoiku/shugaku/sedo.html		○	○			○	○	○				○		・新年度に全児童生徒に学校を経由して配布。 ・外国語７か国語に翻訳したものを各学校に配布し、必要な方に配布。 ・転入者には学校にて転入の受付とともに就学援助制度の説明を行っ			○		○	紛失などの申し出があった場合は、教育委員会窓口でも配布する。
神奈川県	小田原市	教育指導課学事係	0465-33-1682	kyo-gakuji@city.odawara.kanagawa.jp	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/education/assistance/syugaku/shugakuenjo.html		○	○					○					○		○	○			○	ホームページに掲載している。
神奈川県	茅ヶ崎市	教育委員会教育総務部学務課	0467-82-1111	gakumu@city.chigasaki.kanagawa.jp	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kyouiku/shogakko/1005140.html		○	○			○		○					○	援助対象となる年間所得の目安額を記載、市オリジナル広報キャラクターを挿絵として挿入、お知らせの書類を黒く縁取りして目立たせている。			○		○	ウに並行して、常時希望者に教育委員会で申請書を配布
神奈川県	逗子市	逗子市教育委員会学校教育課	046-873-1111	gakkou@city.zushi.lg.jp	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/gakkou/page-17.html		○	○			○							○		○	○			○	前年度認定者については教育委員会より申請書類を郵送する。
神奈川県	三浦市	教育部　学校教育課	046-882-1111　内線409	kyoui0201@city.miura.kanagawa.jp	http://www.city.miura.kanagawa.jp/gakkou/shugaku_enjyo.html		○	○					○					○		○	○				
神奈川県	秦野市	学校教育課	0463-84-2785	g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp	http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1001000001600/index.html		○	○				○	○				○		前年の認定者世帯に加え、入学式又は始業式の実施日に就学援助費給付についてのお知らせを学校を通じて保護者全員に配布することで、より多くの利用者が増えるように努めている。	○	○				
神奈川県	厚木市	厚木市教育委員会学務課	046-225-2650	8150@city.atsugi.kanagawa.jp	https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/shiminbenri/kosodatekyoiku/education/shugaku/0037967.html		○	○	○		○	○	○				○		周知漏れを防ぐため、４月に全校児童生徒に制度のお知らせを配布、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語の申請書を作成。	○					
神奈川県	大和市	大和市教育委員会学校教育課	046-269-5208	ky_gakko@city.yamato.lg.jp	http://www.city.yamato.lg.jp/web/kyoiku/enjo.html		○	○	○		○	○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載／各費目の援助額や年間総援助額の記載			○			
神奈川県	伊勢原市	学校教育課	0463-94-4711	gakkou-k@isehara-city.jp	http://www.city.isehara.kanagawa.jp		○	○	○	○	○	○	○	○				○	転入学の受付時、ひとり親世帯の方等に、就学援助の案内とともに申請書を配布している。	○	○				
神奈川県	海老名市	教育部就学支援課	046-235-4918	shugaku-shien@city.ebina.kanagawa.jp	https://icity.elg-front.asp.lgwan.jp/lg-ebinapre/icity/browser?ActionCode=content&ContentID=1108011447979&SiteID=0000000000000		○	○		○	○		○		○	転入や児童扶養手当の手続き（相談）、生活保護の廃止の手続き等の際に各所管課より制度の書類を配付している。			・転入や児童扶養手当の手続き、生活保護の廃止の手続き等の際に、各所管課より制度の書類を配付している。 ・世帯人数毎の認定の目安額を周知文に記載。 ・英語版の周知文、申請を作成し、各校にデータを送付しており、窓口でも希望者への配付を行っている。			○			
神奈川県	座間市	座間市教育委員会　学校教育課　学務係	046-252-8739	gakkou@city.zama.kanagawa.jp	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/contents/1191218477668/index.html		○	○			○		○				○					○		○	教育委員会で希望者に対して申請書を配付、市ホームページにて申請書のPDFデータ掲載
神奈川県	南足柄市	教育委員会　教育総務課	0465-73-8034	kyouikusoumu@city.minamiashigara.lg.jp	http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/		○					○	○		○	小学校入学前児童（新入学学用品費のみ）については、入学通知とともに配布				○				○	小学校入学前児童（新入学学用品費のみ）については、入学通知とともに配布
神奈川県	綾瀬市	綾瀬市教育委員会教育部学校教育課学務担当	0467-70-5654	wm.705654@city.ayase.kanagawa.jp	http://www.city.ayase.kanagawa.jp/		○	○			○	○	○					○		○	○			○	教育委員会から前年度認定者へ申請書を郵送。 新入学児童生徒説明会で保護者に申請書を配布。
神奈川県	葉山町	葉山町教育委員会教育部学校教育課	046-876-1111	gakkoukyouiku@hayama.kanagawa.jp	https://www.town.hayama.lg.jp/kosodate/nyuuen/2/4101.html		○	○			○	○						○		○	○				
神奈川県	寒川町	教育委員会　学校教育課	0467-74-1111（内線523）	gakkou@town.samukawa.kanagawa.jp	http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoiku/gakkokyoiku/gakujishidou/event/shochugakko/1362453899291.html		○	○		○		○	○					○		○	○			○	町ウェブサイトに申請書様式を掲載。
神奈川県	大磯町	教育委員会教育部学校教育課	0463-61-4100	k-somu@town.oiso.kanagawa.jp	http://www.town.oiso.kanagawa.jp		○		○									○		○	○			○	前年度に準要保護者と認定された児童・生徒の保護者に制度案内及び申請書を教育委員会から学校を経由して配布している。
神奈川県	二宮町	教育委員会教育部教育総務課	0463-75-9261	kyoiku@town.ninomiya.kanagawa.jp	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/		○	○	○	○	○		○					○		○	○			○	町のウェブサイトからDL可能
神奈川県	中井町	教育委員会教育課	0465-81-3906	kyouiku@town.nakai.kanagawa.jp	http://www.nakai-iinkai.nakai.kanagawa.ed.jp		○	○		○		○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額や各費目の援助額等を記載 ・転入者には必ず就学援助制度を説明している	○	○				
神奈川県	大井町	大井町教育委員会教育総務課	0465-85-5015	kyouiku-s@town.oi.kanagawa.jp	http://www.town.oi.kanagawa.jp/kurashi/gakou/hojyo.html		○	○			○							○			○			○	・町広報で制度案内し、希望者に教育委員会から申請書を配付 ・町ウェブサイトで申請書をダウンロードできるようにしている。
神奈川県	松田町	教育課	0465-83-7023	kyoiku@town.mastuda.kanagawa.jp	http://town.matsuda.kanagawa.jp		○					○	○					○		○	○				
神奈川県	山北町	学校教育課	0465-75-3648	kyoiku@town.yamakita.kanagawa.jp	http://www.town.yamakita.kanagawa.jp		○	○		○	○							○	できるだけ簡潔で分かりやすい表現の使用		○			○	制度案内及び申請書を教育委員会窓口及び町内２か所の支所にて希望者に配付。また、町ホームページに制度案内及び申請書ダウンロードページを掲載。
神奈川県	開成町	開成町教育委員会教育総務課	0465-82-5221	kyuikuka@town.kanagawa.kaisei.co.jp	http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/top/top.aspx		○		○				○					○				○			
神奈川県	箱根町	教育委員会学校教育課学校教育係	0460-85-7600	gakkou@town.hakone.kanagawa.jp	http://www.town.hakone.kanagawa.jp/index.cfm/7.0.31.142.html		○		○		○	○	○					○		○					
神奈川県	真鶴町	教育課	0465-68-1131	kyo_gakkoukyouiku@town.manazuru.kanagawa.jp				○	○		○	○						○		○	○				
神奈川県	湯河原町	学校教育課	0465-62-1100	gakkokyo@town.yugawara.kanagawa.jp	https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/kyoiku/		○	○			○		○		○	「ゆがわら暮らしのガイドブック」に就学援助制度のことを掲載。 この冊子は２年に１度発行され、全戸配布される。また、転入世帯へも配布される。			・全児童及び生徒の保護者あてにお知らせを配布 ・お知らせに、援助対象となる年間所得の目安額等を記載	○				○	認定されている世帯へは、各学校から郵送している。
神奈川県	愛川町	教育総務課　学校教育班	046-285-6957	kyoiku@town.kanagawa-aikawa.lg.jp	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/		○	○	○		○	○	○				○		4月に全校児童・生徒に対し制度案内を配付することに加え、スペイン語、ポルトガル語の制度案内及び申請書を作成しそれらを母語とする外国籍児童・生徒に対し配付している。	○	○				
神奈川県	清川村	清川村教育委員会事務局学校教育課	046-288-1215	iinkai@town.kiyokawa.kanagawa.jp	http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/soshiki/kyoikuinkai/374.htm								○					○				○			

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、借金、給与等が悪いまたは不用品、過労商品等に不当売買している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護費の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護費の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ、市区町村民税（所得割又は市等割）課税標準額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ、その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
33	33	21	18	17	16	17	21	7	4	13	15	8	6	8	15	22	9	2	0	4	32	0	4	5		
神奈川県	横浜市	○					○										○				1			（２）の補足：平成25年8月時点の生活保護の基準額	15%未満	15%未満
神奈川県	川崎市	○					○									○				○	1		その他教育委員会が特に援助を要すると認めた者		15%未満	15%未満
神奈川県	相模原市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○				○	1.5		・世帯構成員が中国残留邦人等に係る支援給付を受けたこと。 ・世帯構成員の失業(自己都合を除く)、離婚による別居または配偶者等の暴力による別居、世帯構成員の死亡等、特別な事情がある場合には個別に審査している。		20%未満	15%未満
神奈川県	横須賀市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○					1.5			倍数1.3倍以上1.5倍以下の場合、学用品費等の支給額が半額となる。	25%未満	25%未満
神奈川県	平塚市						○									○					1.5				15%未満	15%未満
神奈川県	鎌倉市																○				1.5				20%未満	20%未満
神奈川県	藤沢市	○														○					1.3				15%未満	15%未満
神奈川県	小田原市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				20%未満	20%未満
神奈川県	茅ヶ崎市															○					1.3				20%未満	20%未満
神奈川県	逗子市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.5				10%未満	10%未満
神奈川県	三浦市	○	○	○	○	○	○				○					○					1.3				20%未満	20%未満
神奈川県	秦野市																○				1.5				15%未満	15%未満
神奈川県	厚木市																○				1.5				20%未満	20%未満
神奈川県	大和市	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				1.5			（１）ク、サ、シ、スは、世帯の前年度中の所得が、生活保護世帯に準ずる程度の所得を下回る場合と合わせて判断	25%未満	25%未満
神奈川県	伊勢原市																○				1.5				15%未満	15%未満
神奈川県	海老名市	○	○	○	○	○	○	○								○					1.4				15%未満	15%未満
神奈川県	座間市	○										○	○	○			○				1.3				15%未満	25%未満
神奈川県	南足柄市															○					1.3			生活保護基準は平成25年７月時点（改正前）のものを適用	15%未満	15%未満
神奈川県	綾瀬市															○					1.4				30%未満	30%未満
神奈川県	葉山町															○					1.5				20%未満	20%未満
神奈川県	寒川町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3				20%未満	20%未満
神奈川県	大磯町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				10%未満	10%未満
神奈川県	二宮町	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○					1.3			ひとり親の場合は1.5倍	10%未満	15%未満
神奈川県	中井町	○	○	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○					1.5				15%未満	15%未満
神奈川県	大井町	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○			1.3				10%未満	10%未満
神奈川県	松田町															○					1.3				15%未満	15%未満
神奈川県	山北町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.6				10%未満	10%未満
神奈川県	開成町															○					1.3				10%未満	10%未満
神奈川県	箱根町	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○					○			疾病等により経済的に就学困難となった場合		20%未満	20%未満
神奈川県	真鶴町	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○	○	○			○	1.5		保護者の死亡等や特に経済的に児童・生徒の就学が困難となる理由のある時		15%未満	10%未満
神奈川県	湯河原町	○	○	○		○	○			○	○				○	○					1.3				15%未満	10%未満
神奈川県	愛川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				20%未満	20%未満
神奈川県	清川村		○				○										○				1.5				10%未満	10%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																										
		２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																										
		（１）　費目毎の援助額																																										（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費											
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
33	33	3	3	0	2	2	2	28	28	0	0	0	0	2	2	2	31	31	0	11	11	0	4	4	4	0	0	0	16	16	0	17	17	17	0	0	0	26
神奈川県	横浜市							○	22,510								○	79,500											○	59,123								支給平均額は平成31年度（令和元年度）予算に計上した単価 クラブ活動費は、学年ごとの定額（中１：29,850、中２：19,900、中３：9,950）
神奈川県	川崎市							○	22,510								○	57,400		○	104,200											○	64,800	63,800				クラブ活動費：第１学年20,040円、第２学年13,080円、第３学年5,640円。通学用品費は第１学年を除く。また、医療費・学校給食費・通学費・校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額は予算要求単価を記入。医療費は実績なし。
神奈川県	相模原市							○	24,760								○	57,400		○	11,480								○	58,200								支給平均額については、平成31（令和元）年度予算単価で算出した。学用品費は、2、3年生の金額(1年生は22,510円)。通学用品費は学用品費に含まれている。医療費は医療券を交付。
神奈川県	横須賀市							○	22,510								○	47,400											○	65,171								平成３１年度　予算に計上した単価を入力。 今年度の中１に対しては、転入者（平成３１年１月～４月）のみ新入学学用品費等の支給あり。ただし、他市町村で同等のものを受給している場合は支給対象から外す。今年度の小学６年に対しては、１２月末までの認定者を対象に、新入学児童生徒学用品費等準備金の支給あり。
神奈川県	平塚市							○	22,510								○	47,400					○	80,070	80,070							○	60,300	60,300				体育実技用具費は実績なし。 学校給食費は令和元年度の予算単価×11ヵ月。
神奈川県	鎌倉市							○	22,320								○	47,400		○	50,833								○	57,590								通学費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費、医療費、学校給食費、検眼料及びめがね購入費は令和元年度（2019年度）予算単価
神奈川県	藤沢市							○	22,510								○	57,400		○	37,378								○	58,341								新入学児童生徒学用品費等については、小学校６年生に新入学準備金として支給されるため、中学生に対しては支給されません。
神奈川県	小田原市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	0							○	60,300	60,300				通学費は予算計上しているが、現時点で対象者がいないため、平均支給額を0円としている。 修学旅行費、校外学習（泊あり）は現時点で実費支給だが、現時点で金額未定のため、予算額と同額を記載している。医療費は近年の実績がないため0円と記載。
神奈川県	茅ヶ崎市							○	24,550								○	47,400														○	57,590	57,010				・学用品・通学用品費 1年は22,320円、2～3年は24,550円（定額） （通学用品費は学用品費に含む） ※「支給平均額」欄については、校外活動費（宿泊を伴わないもの）のみ平成31年度予算に計上した額、その他の費目は平成30年度の実績額
神奈川県	逗子市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	63,396								通学費、卒業アルバム代、医療費は実績なし
神奈川県	三浦市							○	11,160								○	23,700		○	0											○	57,590	57,590				通学費、医療費は対象費目として挙げているが、実績はありません。
神奈川県	秦野市							○	22,510								○	57,400		○	16,767											○	60,300	60,300				・通学費は、特別支援学級の児童のみ支給（実費）
神奈川県	厚木市				○	22,320	20,271										○	57,400					○	79,410	23,871							○	57,590	55,438				医療費については、実績なし。
神奈川県	大和市							○	22,510								○	57,400		○	40,053								○	61,496								体育実技用品費・通学費・修学旅行費・学校給食費については、平成31年度に予算計上した額を入力
神奈川県	伊勢原市	○	22,510														○	57,400											○	59,826								
神奈川県	海老名市							○	22,320								○	63,600		○	21,053											○	57,590	55,206				H30の実績額となっている。 学用品費　１年　5,320円　２～３年　22,320円 校外学習（泊有）は市単独で10千円/1名を補助。
神奈川県	座間市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,499				「修学旅行費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」、「学校給食費」は平成３０年度実績に基づき計上している。 「医療費」については令和元年度予算額を計上している。
神奈川県	南足柄市							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				医療費及び校外活動費（宿泊あり）は実績なし
神奈川県	綾瀬市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	0							○	60,300	60,300				「学校給食費」は、平成３１（令和元）年度執行見込額。 「体育実技用具費」「修学旅行費」は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価。 「通学費」「校外活動費（宿泊を伴うもの）」「医療費」は、対象費目であるが実績なし。
神奈川県	葉山町							○	22,510								○	57,400											○	56,944								校外活動費（宿泊を伴わないもの）については、上限額が今年度から2,270円から2,290円に変更されたため、差が生じた。医療費は小児医療証が平成30年12月から中学生まで拡充されたため、今後の見込みがない。
神奈川県	寒川町							○	22,510								○	57,400											○	55,992								修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの、伴うもの）：各学校、学年で異なるため、平成30年度実績額の一人当たりの平均額を記載している。
神奈川県	大磯町							○	22,320								○	27,709		○	0								○	57,590								平成３１（令和元）年度予算に計上した単価をもとに記載。 医療費については実績はあるが、予算計上単価を記載しているため０円となっている。 通学費、学校給食費については実績なし。
神奈川県	二宮町							○	22,320								○	47,400											○	56,500								
神奈川県	中井町							○	23,320								○	57,400														○	60,300	60,300				支給平均額はR元年度予算計上額
神奈川県	大井町							○	22,510								○	57,400											○	59,700								
神奈川県	松田町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				学校給食費について、３学年のみ36,250円（卒業のため、３月分を他の月とは別に計算するた
神奈川県	山北町							○	11,255								○	28,700														○	30,150	30,150				
神奈川県	開成町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				
神奈川県	箱根町				○	22,510	22,510							○	57,400	57,400				○	0								○	60,300								通学費、医療費　実績なし
神奈川県	真鶴町	○	22,510											○	57,400	57,400													○	57,140								
神奈川県	湯河原町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	55,766				医療費については、実績なし。
神奈川県	愛川町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	55,131				医療費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）については、実績なし。
神奈川県	清川村	○	22,510														○	57,400											○	60,300								

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																							Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）									（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）											（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）	（2）　クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）				
33	33	4	4	1	2	4	2	23	4	4	1	0	0	1	1	1	0	0	1	5	5	2	1
神奈川県	横浜市							○															
神奈川県	川崎市							○															
神奈川県	相模原市							○															
神奈川県	横須賀市							○															
神奈川県	平塚市							○															
神奈川県	鎌倉市							○														一部の学校のPTA・保護者会等で、標準服や体操服等のリサイクル活動を行っている。	
神奈川県	藤沢市	○				○																	
神奈川県	小田原市							○															
神奈川県	茅ヶ崎市							○															
神奈川県	逗子市							○															
神奈川県	三浦市			○																			
神奈川県	秦野市		○																				
神奈川県	厚木市	○	○		○	○	○													○	図工科、家庭科を中心とした教材等や、クラブ活動に係る消耗品・備品の経費の一部を公費で負担。		
神奈川県	大和市							○															
神奈川県	伊勢原市							○															
神奈川県	海老名市	○	○				○		○	学校指定品の一部廃止（自由化）				○	○	○			○	○	・教材費補助金（小１：10千円・中1：17千円）　・野外教育活動補助金（小：13千円・中：10千円） ・学童保育料補助金（月12千円）　・修学旅行費補助金（小：10千円・中：15千円） ・昨年度に引き続き、中学校でのジャージ等のコンペ実施		・教材費補助金、野外教育活動補助金、修学旅行費補助金は所得制限なし。 ・学童保育料補助金は就学援助認定者が対象 ・学校指定品の一部廃止は、具体的には、運動用Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツで学校のマーク等入ったものを指定していたが、市版品で一定の要件（白・紺色で無地等）を満たしたものなら何でもOKとなっている。 ・彫刻刀（小・中）、柔道着（中）はこれまでは、保護者負担により、用意してもらっていたが、教育委員会で購入し、学校管理物品として各校へ一定数配備済み。
神奈川県	座間市				○	○																	
神奈川県	南足柄市							○															
神奈川県	綾瀬市							○															
神奈川県	葉山町							○															
神奈川県	寒川町	○	○			○														○	制服の取扱店を増やし、安価で提供できるよう対応した。		
神奈川県	大磯町							○															
神奈川県	二宮町							○															
神奈川県	中井町								○	制服のリサイクル													
神奈川県	大井町							○															
神奈川県	松田町							○															
神奈川県	山北町							○			○												
神奈川県	開成町							○															
神奈川県	箱根町							○															
神奈川県	真鶴町							○												○	小・中学校入学時に祝金を支給。		
神奈川県	湯河原町								○	中学校において、制服の貸し出しをしている。										○	小学校において、給食費の補助を行っている。（一人４８０円/月）	要保護及び準要保護に認定されると、学童保育の保育料の減免が受けられる。	
神奈川県	愛川町								○	卒業生等の制服リサイクル回収ボックスの設置。													
神奈川県	清川村							○															